

# 十河一存の畿内活動と三好権力

阿部 匡 伯

はじめに

応仁・文明の乱後、織田信長の登場まで畿内は混迷をきわめ、権力らしい権力の成立をみなかったという固定観念を払拭したのは、今谷明氏の一連の研究である<sup>①</sup>。以後、今谷説を土台に戦国期畿内政治史研究はめざましく進展した<sup>②</sup>。そして近年、かつて今谷氏の取り上げた細川氏や三好氏を、再び主な検討対象として、めざましく研究が深化してきている<sup>③</sup>。その大筋は、細川権力の克服ないしは権限委譲によって三好権力が成立し、のちの統一権力へと連続していく、といったものである。

ただし、右のような近年の成果は、先行する三好権力研究に細川権力研究が応じる形でもたらされた。そのため、現状では三好権力研究が、後発の細川権力研究の成果をふまえられていないままとなっている。そこで、三好権力について再考すべく、本稿では三好氏一族である十河一存に焦点を当てる。

十河一存は、三好長慶の三弟であり、讃岐国人十河氏に養子入り

十河一存の畿内活動と三好権力

して兄長慶を支えた人物として知られる。だが、一存についての研究蓄積は決して豊富ではなく、専論としては天野忠幸氏の研究が唯一といっても過言ではない<sup>④</sup>。天野氏によれば、一存は讃岐国内の本拠周辺の領主を編成し家中を形成したものの、讃岐全体の国人編成には至らなかったという。讃岐を含む四国東部の領主編成は、阿波にいた長慶長弟の実休が行い、「十河氏は「阿波三好家」配下の領主であり続けるが、一存は長慶より和泉松浦氏の後見を命じられ、「三好本宗家」の広域支配の一環に位置づけられた」とする<sup>⑤</sup>。天野氏は三好権力を、長慶・実休を頂点とするふたつの権力からなる捉え、これらをそれぞれ「三好本宗家」「阿波三好家」と規定した。したがって、天野氏の理解によるならば、一存は長慶・実休の権力に両属していたことになる。

しかしその一方で、天野氏は同時に「三好本宗家」と「阿波三好家」は完全に独立した権力とし、支配地域や被官の所屬を共有しないことも述べている<sup>⑥</sup>。この理解は、天野氏自身が指摘した一存の両属性をうまく組み込めていない。堺を重要視し、摂津・河内に本拠

を置いていた三好権力にとって、和泉に進出した一存の存在は大きかったはずである。また、三好権力が長慶・実休・安宅冬康・一存ら四兄弟の会談によって意思決定を図っていたことも指摘されている<sup>⑧</sup>。すなわち、当該期畿内における一存の果たした役割は注目に値するが、現状の一存への評価には再検討の余地があるといえる。

さらに、長慶ら他の兄弟でなく一存を対象とするのには理由がある。詳細は本論に譲るが、一存は細川氏や三好氏のみでなく他の勢力との繋がり重視し、それを基幹として活動していた。このことは、現在の細川・三好両氏の研究が陥りがちとなっている問題の解決に資すると考えている。その問題とは、細川権力研究においては内衆の分析への傾倒であり、三好権力研究においては、細川権力の存在を看過した構造分析である。どちらも根源的には、それぞれの権力内部の分析に注力するあまり、権力に影響を与えうる外的環境への目配りが不十分であることによると考える。既存の細川権力・三好権力という枠組みだけでは規定できない事例があることを、十河一存の活動や十河氏の位置づけについて改めて分析することで示したい。

## 1 細川氏網被官としての一存

一存は、京都・淀・天王寺・堺といった畿内の都市やその周辺に経済基盤を求め、進出していったことが、他の兄弟と異なる特徴として指摘されている<sup>⑨</sup>。そこで、一存の畿内進出、すなわち押領行為

を通して、一存の地位や活動の背景を検討する。

天文一八年（一五四九）二月、京都三条御蔵町における地子銭が芳松軒に「仰付」けられたとして、芥川常信が同町に納入を命じた<sup>⑩</sup>。これに対し鹿王院が同町領主として抗議すると、同族と思しき芥川清正が鹿王院に対し、芳松軒に与えられたのは「仁木殿分」であって、鹿王院分について芳松軒は関知していないと返答した。天文一八年は、細川氏綱方が敵対する細川晴元権力を崩壊させた年であり、「仁木殿分」はこれに伴って没落していた<sup>⑪</sup>。さらに同時期、芥川清正は氏綱のもとで段米賦課に携わっており、芳松軒への「仰付」も氏綱によるものと考えられる。よって、芥川氏・芳松軒は氏綱配下であり、御蔵町地子銭賦課は氏綱方による晴元方知行の關所化ないしは押領とみるのが妥当であろう。

このような芳松軒らの動きをうけ、翌一九年正月には三好長祿（長逸）から次のような書状が出された。

【史料一】<sup>⑫</sup>（傍線筆者、以下同。）

下京三条之内鹿王院領地子銭事、号仁木殿分「芳松軒違乱処、  
從寺家「芥河方へ注進候、然処美作守方二被申付」、鹿王院領  
違乱無之由、放狀被出候、然処寄事於左右」、百姓等拘置  
之由、不可然候、彼御寺之儀者筑前守寺奉行之儀候、早々  
任当知行之旨、可有寺納候、恐々謹言、

三好日向守

（天文一九年）  
正月廿日

長祿（花押）

当院

百姓中

芳松軒の行為は違乱であり、清正の放状が出されたとして、百姓中へ寺納を命令していることがわかる。また、この時傍線部「彼御寺之儀者筑前守寺奉行之儀候」とある。同時期に「寺奉行」という地位に長慶が就いていたことは確認できないため、これは奉行職の意ではなく、長慶が裁許を取り切った（奉行した）という動詞的解釈が適当であろう。ところが、長慶の裁決後間もない同一九年五月、今度は十河一存から同所百姓中に次のような書状が発給され、状況に変化が生じる。

【史料二】

城州内室町伊賀仁木殿屋敷月地子御蔵□半町奥二十丈之事從<sup>御</sup>御屋形様<sup>（細川氏御）</sup>芳松軒被<sup>レ</sup>仰付候、然者代官職石田大蔵大夫方へ預被<sup>レ</sup>申由候間、年貢諸公事物等、如<sup>レ</sup>先々全納所<sup>二</sup>肝要候、謹言、

十河

(天文一九年)  
五月十八日

一存

三条御蔵町

百姓中

この史料から、御蔵町の地子銭は「御屋形様」(氏綱)より芳松軒に与えられたため、代官の石田頼長方に納入するよう通達されているのがわかる。頼長は氏綱の取次であり、氏綱方は地子銭徴収を

十河一存の畿内活動と三好権力

徹底する意志をみせている。さらに二ヶ月後の七月には、長慶からも次のような命令が下る。

【史料三】

十四ノ七月十二日候哉、如<sup>レ</sup>此案、戌十一月廿六日時分、芳松軒三条へ返付候<sup>御</sup>

伊賀仁木殿御屋敷内三条北御倉町老町月地子銭事、任<sup>二</sup>御書旨、

芳松軒下代へ可<sup>レ</sup>其沙汰<sup>一</sup>者也、

三好

(天文一九年)  
七月十二日

長慶<sup>御</sup>

当所百姓中

御蔵町の地子銭は「任<sup>二</sup>御書旨<sup>一</sup>」せて「芳松軒下代」(頼長)に納入すべきだという。端裏書の記載を信じるならば年次は天文一四年であり、その場合長慶の上位者<sup>二</sup>「御書」の主体は晴元となるが、これは誤りと考えられる。なぜなら、第一には端裏書に記載される年次は「候哉」とある通り推測であり、確証がない。また第二の理由は、長慶の名乗りである。長慶は天文一五年二月六日までは「孫二郎」と名乗っており、遅くとも翌年正月二六日までに「筑前守」に改めている。実名についても、同時期にそれまでの「範長」から「長慶」に改めたとと思われるため、天文一四年の「長慶」書状とは考えがたい。したがって【史料三】は一連の御蔵町地子銭問題と同一案件であり、天文一九年と考えられる。この段階の長慶はすでに晴元方から氏綱方に転じているため、「御書」は晴元ではなく氏綱

の命令と考えるのが妥当である。

この「御書」によって、長慶の「寺奉行」(史料一)が覆された形となった。しかし、これに鹿王院側が再び抗議すると、同一年一二月になって長慶は芳松軒に「御違乱」<sup>②</sup>停止を要請した。

大まかな流れとして、まず長慶は自らの「寺奉行」の結果芳松軒の行為を「違乱」とし、寺納命令を下したものの、氏綱の「御書」が出ると裁決を覆している。しかし、その後鹿王院が再び訴えると、長慶は当初の裁決に立ち戻り氏綱方芳松軒の「御違乱」を抑止しようとしている。

以上の一連の流れにおいて注目したい点はふたつである。ひとつは、長慶の裁決に氏綱の命令が優越したこと、すなわち氏綱が長慶の上位者として主体性を持っていたことである。氏綱が長慶の傀儡ではなかったという指摘は、すでに下川雅弘・馬部隆弘両氏によってなされている。<sup>②</sup>御蔵町地子銭についても、まさしく同様の現象と理解できよう。現に、長慶は芳松軒への書状にて「御違乱」「御競望」の停止を要請しているように、自身の被官ではありえない尊敬表現を多用している。芳松軒は氏綱被官として長慶と同格以上の存在であることがうかがえる。

もうひとつは、氏綱という上位者を差し置いて長慶に訴えが寄せられ、かつ長慶が最終的には訴えに応えていることである。馬部氏は、氏綱の主体性を認めつつも、天文一八年の氏綱方による段米賦課に際して、その免除についての期待が氏綱ではなく長慶に寄せら

れていたことも指摘している。馬部氏も指摘するように、東寺領上久世庄の段米免除要求の際、もと足利義維奉行人で長慶方の斎藤基速は、東寺に対し「自長慶被申ても不可立候、氏綱へ逆之儀<sup>②</sup>」<sup>②</sup>二此一儀も無異義様二と、先日之以取次被仰可然候」と述べ、長慶方が氏綱権力から逸脱してまで要求に応えようとしなかったことがわかる。鹿王院の訴えにも、このように氏綱へ掛け合うよう促したか、そうでなければ却下していたことが想定される。事実、いったんは氏綱の「御書」に従っていることからも、長慶の姿勢は明白である。しかし、最終的には氏綱の「御書」に反して鹿王院の訴えを採った。ここに、鹿王院からの要求を長慶が認めざるを得なかった状況を見ることが出来る。

長慶の立場に加えて注目したいのは、【史料二】にみえる一存の存在である。長慶と同様「御屋形様」(氏綱)の意向に従う存在であったことがわかり、この時点の氏綱権力内における一存の地位が長慶と書札上同格であることがみてとれる。ただし、【史料二】と【史料三】は同じく御蔵町を対象とはしているもの、おそらく同一案件ではない。なぜなら、対象の地子銭が一存の【史料二】では「御蔵□半町奥二十丈」となっているのに対し、長慶の【史料三】は「御倉町壱町」と、微妙に異なっているからである。納入先はともに芳松軒としているため、両者の所屬陣営は異ならない。一存・長慶は、互いの近似行動を知っていたかはおそらく、別々に氏綱の意をうける形で地子銭納入を命じたのであろう。

そう考えると、いくつかの疑問点が氷解する。その最たるものは、長慶の「寺奉行」に関わる史料に一存が全く登場しないことである。このことは、地子銭賦課の経緯が詳述された、鹿王院側と思しき人物の書状案に特に顕著である。この書状は、放状を氏綱方の芥川清正が出したことや、そうであるのに長慶が七月一二日の折紙に既述の「仁木殿分」と記したことなど、一連の流れがきわめて正確に記載されている。にもかかわらず、この書状では一存の存在について一切触れられていない。長慶・一存の賦課が同一線上の行為であるならば、少々不自然である。逆に同一案件であるからこそ長慶の存在に一存が隠れてしまっているという反論を想定するならば、同内容の長慶書状と一存書状が並存していることそのものが不可解であるといえよう。両書状が別の案件を扱っていれば、この疑問は発生しない。

また、【史料二】から【史料三】の発給まで二ヶ月間が空くという疑問もある。これらが同一案件であればいささか悠長すぎるが、別件だとするならば何ら不自然ではない。

この段階で一存が氏綱被官として長慶と書札上同格であり、長慶とは全く別に氏綱の命を仰ぐ存在であることが判明した以上、先に触れた「三好本宗家」「阿波三好家」の枠組みに一存が包摂されるという天野氏の理解は、やはり問題をはらむと考えられよう。すると、氏綱権力内における一存のあり方も、長慶とは別に検討する必要がある。次にこの点を考えたい。

【史料二】と同年の天文一九年一〇月、一存は「城州竹田三ヶ庄諸入組」の年貢を拘え置くよう当所に命じ、「近日差上仁体可申付」とした。その「仁体」について、具体的に言及しているのが次の史料である。

#### 【史料四】

尚々申候、十河方折紙案進之候、可有御披見候、彼下代之人数四人候、矢野山城守・三谷喜介・岡七郎兵衛・窪又衛門尉、此四人下代にて候、為御意得申候、于今様体之由、重而可申候、

態以御折紙申入候、仍竹田三ヶ庄諸入組十河方落取候、然者御院領金松名内彼領界之下地ニ違乱申候、此方在所へ昨日来、其入組之事申候、令繼積候、乍然御院領之儀者、自最前無別儀候、殊更領内にて無御座候由候、□初候、雖有無名無実令申様候間、先為御案内注進申候、不致承引之由、重而自是注進可申候、恐々謹言、

自伏見

十月晦日

等偉(花押)

鹿王院

侍真禪師

右は同月に鹿王院へ出された伏見蔵光庵等偉の書状である。追而書を見ると、一存の言う「近日差上仁体」とは矢野山城守・三谷喜介・岡重長・窪存重の四人の下代であることがわかる。だが、一存

の拘置命令や下代派遣は鹿王院側からは「落取」、すなわち押領と認識されていた。十河方は隣接地の鹿王院領を押領する意図はないと説明したらしいが、「有名無実令<sub>レ</sub>申様候」とある通り等俸は信用していない。

同年一二月の鹿王院宛等俸書状では、前年に氏網被官の多羅尾綱知が段米を賦課したことが確認できる。同書状からは、竹田三ヶ庄への十河方違乱の件については「方々へ使人候間、在所二用心候て、一向人を不入候、先可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御延引<sub>一</sub>候哉」と、事実上拒絶する意向がみてとれる。詳細は不明だが、「御延引」とあることから、十河方は等俸の警戒した通り何かしらの要求を行ったものとみられる。多羅尾方の段米が礼銭を支払って免除されたことと比べて、対応があまりに異なるといえよう。

鹿王院側が一存の押領行為を警戒していたことを加味すると、一存による御蔵町の地子銭賦課も押領目的であったと考えられる。命令主体を「御屋形様」としていたように、一存は氏網被官としての立場を利用して畿内における経済基盤を確保しようとした。天文一八年から同二三年にかけて、氏網方による段米・棟別銭賦課が行われていたことに乗じたのであろう。しかし鹿王院の対応にみられるように、領主側は一存の押領を氏網権力の動きとは区別し、拒絶した。そして、領主側からの反発は一存でも上位者の氏網でもなく、長慶に集中していくようになる。

## 2 一存の畿内進出の動機

次に、一存が押領行為に及んだ理由について、具体的に検討していく。

一存の押領は先述の通り畿内各所に及ぶものの、先行研究においてその理由は触れられていない。だが、一存には他の兄弟にはない、畿内で権益を獲得しようとした理由があったはずである。

### 【史料五】

去月廿七日<sup>(十一)</sup>砥河城事、十河孫六郎<sup>(一存)</sup>令<sub>二</sub>乱入<sub>一</sub>、当番者共討<sub>二</sub>捕之<sub>一</sub>、即令<sub>二</sub>在城由<sub>一</sub>、注進到来、言語道断次第候、十河儀者、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>背<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>子細<sub>一</sub>、以前成敗儀申出候処、剩如<sub>レ</sub>此動不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>候、所詮退治事、成<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>上者、安富筑後守相談、可<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>候、猶茨木伊賀守可<sub>レ</sub>申候也、恐々、

安富筑後守  
八月廿八日 晴元(花押)

殖田次郎左衛門尉とのへ

一存の居城として知られる十河城であるが、右の晴元書状による一存が「乱入」して在番の晴元配下を捕縛し、占拠しているという。つまり、当時十河城は晴元の支配下にあつて、一存はそれを実力で奪取したということである。一存は、天文一七年(一五四八)に比定される八月一八日付の晴元書状ではすでに「十河民部大夫殿」と記されているため、<sup>(五)</sup>「孫六郎」表記の【史料五】の年次は天文一六年以前と判明する。また、その書状は晴元が長慶と敵対した際、

一存へ援助を要請したことに対応している。書状には一存が晴元の援助要請に応じたこと、恩賞については「以別紙本知申会候」とのことが記される。事実、一存は天文一七年一〇月二八日に晴元陣営へ加わって、一時的に兄長慶とは立場を異にしており、本知回復を切望していたことがうかがえる。

よって【史料五】と併せると、一存は強大な軍勢力を有していたものの、本国讃岐における地盤はきわめて不安定であったと推測される。讃岐には京兆家守護代家の香川・安富両氏や殖田氏のように、晴元に属する勢力が根強く存在していた。そのため、一存は新たな基盤を求めて畿内に進出していったとみられる。

また、一存の経済基盤確保は押領行為だけによるのではない。以下にみていくように、礼銭授受も一存の大きな財源となっていたとみられる。

## 【史料六】

東寺并遍照心院同境内陣取之儀、相除之由一存被<sub>レ</sub>申候、則以<sub>三</sub>折紙可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候へ共、被<sub>レ</sub>罷下<sub>一</sub>候之条、急度相調可<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之候、  
向後各聊別儀有間敷候、恐々謹言、

岡七郎兵衛尉

十月廿一日

重長（花押）

福家加賀守

長頭（花押）

両寺

十河一存の畿内活動と三好権力

この史料の年次比定は、刊本の『東寺百合文書』や『戦国遺文三好氏編』では永祿元年（一五五八）とされていた。しかし、以下述べるように天文一九年の年次が付された岡本祐清の書状や【史料七】がこの件に対応するため、正しい年次は天文一九年と判明する。

一存の鹿王院領違乱とはほぼ同時期の天文一九年一〇月二日、一存被官とされる岡重長・福家長頭によって陣取免除の一存の意が伝達された。この陣取免除からは、前年の江口の戦いによって氏綱方に京都を逐われた晴元と將軍足利義輝が再起をかけて京都周辺で軍事行動を起こしていたことに対する、一存を含めた氏綱方の軍事展開がうかがえる。この陣取免除に際し、一存は東寺から多額の礼銭を受け取っている。交渉過程は史料によってある程度明らかにできるので、以下流れを追ってみよう。

【史料六】の陣取免除と同日に、その連署状の発給者の一人である福家長頭が、岡本祐清へ書状を送っている。内容は「御礼物三千疋事、更ニ被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>御調<sub>一</sub>、（將定々）藤林方へ可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>御渡<sub>一</sub>候」、つまり礼銭三千疋の追加要求であった。更なる礼銭の要求をみるに、これ以前に陣取免除の交渉および礼銭の発生があったことは疑いない。しかし、残念ながらそちらの経過は確認できず、現状明らかでない。

続いて、二日後の一〇月二三日には一存被官の窪重長が藤林時定と思しき人物に対し、東寺からの「礼物」（＝三千疋）を明日持つてくるようにと指示している。長頭の要求した礼銭が、祐清から時

定を通じて十河方へ渡されるよう交渉していることがわかる。なお、この同日には大堀家久も時定・祐清に対して書状を送っている。そこには「先日於東寺拙者馳走申候」とあり、家久がこの陣取免除にあたって、おそらく取次などの役目を負ったであろうこともうかがえる。家久はこの書状以外に活動が確認できないため詳細は不明であるが、同日に書状を発給している重長の被官であったか、一存被官として重長とともに活動したと考えるべきであろう。

さて、肝心の札銭であるが、どうやら東寺側は工面に苦勞したらしい。

【史料七】

就今度十河方江札銭打宛之儀、卅貫文之内六貫文御寺家分令不足候、然者女御田之内式段字号三五町樋、以当座之儀、被成御沽却御調候間、三ヶ年之内ニ可被買還一段、銭主ニ約諾仕候、聊以不可有相違候、然者又如今度、境内被打宛、以本銭可被買還之旨、可馳走候、仍状如件

女御田当代官

天文十九年

祐清(花押)

十一月晦日

浄忠(花押)

十河方から要求された三千疋(卅貫)のうち、五分の一にあたる六貫が用意できず、東寺領女御田の代官を務める祐清と宮野浄忠は女御田から二段分を沽却して、不足分を充当した。

そうして用意された札銭三千疋は、いったん祐清の手に渡り、おそらく取り決め通り藤林時定を経て窪重長に届けられ、陣取免除に至った。

【史料八】

就今度東寺之儀、御札銭儘果申候、得其意候、然者免許候折紙之義承候、对東寺民部大夫存分条々候之間、難調候、其子細を先度陣取之儀も悉可打敗覚悟候間、拙者随分馳走仕候、当坐之御礼物にて相調候条、可被成其御心得候、雖然重而御理被仰幾重も於申分者、我等聊不可存疎略候、猶以面可申談候間、不能詳候、恐々謹言、

十二月九日

重長(花押)

(御封上書)

窪六郎左衛門尉

岡本備前守殿

重長

御宿所

一部解釈しにくい箇所もあるが、大意としては「陣取免除については一存が東寺に対して存分(恨み)があつたために難航し、突っぱねられるおそれもあつたが、今回の礼物(三千疋)によつてひとまずは受理された」といったところであろうか。「存分」という文言や文脈から察するに、どうやら一存と東寺はこれ以前から浅からぬ関係であつたようである。「存分」が具体的に何を指すのかは判然としませんが、三千疋の追加要求に田地を沽却してでも応えざるえないほどの、一存優位の関係が構築されていたことを押さえてお

きたい。

以上が十河方による陣取免除の過程である。礼銭の追加要求から、十河方が多額の収入を必要としていたことがわかるが、その裏には、先述した一存の経済基盤の脆弱さが関係している。一存は軍事力を背景に、安全保障の代償として礼銭を引き出したのであった。

ただ、ここでひとつ不可解な点がある。それは追加の礼銭三千疋を女御田代官の枯清に要求した張本人である福家長頭が、礼銭授受の手続きに一切現れないことである。これは、結論を先取りすれば一存の被官・奇子編成に起因している。そこでこの疑問点への回答と併せて、「一存被官」の構成について節を改めて再検討する。

### 3 十河方の人員編成

まず、一存の被官に詳しく言及している、天野氏の成果についてまとめておく。天野氏は、十河氏被官の代表的な者として、先述した下代の矢野山城守、三谷喜介、岡重長、窪存重の四人や、下代と一部重複するが、家中として窪重長、大谷亀介、岡重長、窪存重ら<sup>④</sup>がいたとしている。さらに取次として松田守興が確認でき、他の被官に十河了三、十河亀介、十河重久、十河重吉、東条新兵衛、福家長頭、中西長秀、窪佐渡守、飯沼氏などがいたという。

天野氏は、三谷氏と岡氏をそれぞれ讚岐国三谷城・岡城の城主と推定し、一存は一族や本拠の十河城周辺の在地領主を編成したとした。その中で松田守興は特異で、彼は畿内で氏網被官として活動し

ていたところを一存に登用され、取次となったのだとしている。しかしながら、天野氏は三谷・岡両氏の例を他に敷衍するものの、厳密には人物像が判然としない人物が多い。無論史料の残存状況からいって完全な解明は不可能に近いが、守興のような畿内登用者の例を挙げる以上、できる限り厳密に検討すべきであろう。

その手がかりとして、馬部氏が細川氏研究の見地から有用な指摘をしている。すなわち、松田守興は氏網被官としての立場を維持したまま、一存の奇子となっていたとする。かつ馬部氏は、現在の戦国期畿内研究には戦国大名研究にあるような奇親・奇子の観点が欠けており、実際には京兆家からの奇子であるのに被官とみなされている人物が多いとしている<sup>④</sup>。現状、先行する戦国期畿内権力研究にも奇親・奇子の見地はわずかながら反映されているが、さらに注目すべき有効な論点であるといえよう。よって、まずは従来十河氏被官とされてきた人物の洗い直しが必要である。以下、煩瑣にはなるが十河方の主だった人物を、それぞれ検討していく。

#### 〔松田守興・福家長頭〕

まず、松田守興は先述の通り一存の直属被官ではない。馬部氏も挙げているが、守興が一存の取次であると天野氏が結論づけた史料には「猶松左可被<sup>（松田守興）</sup>申候」とあり、尊敬表現がみられるので、被官ではないことが明白である。さらに補足するなら、守興は東寺とのやり取りにおいて一存の居場所と物理的に離れていた事例も確認で

④⑤ ける。その事例では一存への權代を受け取って一存に転送していることから、一存への窓口であったことは確かだが、一存に近侍するような存在ではなかった可能性もある。

次に、先にも登場した福家長頭である。【史料六】に一存被官の岡重長と連署していることから、一存被官とするのは至極自然な考えではある。だが、次の史料には長頭の立場が如実に現れている。

【史料九】

真乘院末寺深草之内栄松寺分事、從<sup>(福川氏稱)</sup>御屋形<sup>二</sup>堅可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>候、任<sup>二</sup>御下知候旨<sup>一</sup>、年貢諸成物等、对<sup>二</sup>栄松寺<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>候、此旨<sup>二</sup>十河民部大夫申聞候<sup>一</sup>、恐々謹言、

福家加賀守

長頭(花押)

八月六日

<sup>(山城國長守郡)</sup>深草栄松寺

名主百姓中

長頭は、「御屋形様」や「御下知」などある通り、一存ではなく氏綱を自身の上位者と認識していることがわかる。さらに、「此旨<sup>二</sup>十河民部大夫申聞<sup>一</sup>」という文言は一存との談合・連携を匂わせ、明確な上下関係があったわけではないという推測が立つ。

【史料一〇】

御状委細披見申候、仍<sup>(重)</sup>今村構事承候、言語道断儀候、被<sup>レ</sup>付<sup>二</sup>御下知<sup>一</sup>、堅可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候、以<sup>二</sup>其上<sup>一</sup>於<sup>二</sup>違背<sup>一</sup>、急度可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>之由候、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>別儀<sup>一</sup>候、恐々謹言、

松田左衛門尉

守興(花押)

八月十一日

真乘院

御報

【史料一一】

南禅寺真乘院末寺栄松寺事、任<sup>二</sup>御書御下知之旨<sup>一</sup>、年貢諸公事物等可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>候、於<sup>二</sup>難決<sup>一</sup>者可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>曲事<sup>一</sup>候、謹言、

十河民部大夫

一存(花押)

十月三日

<sup>(山城國長守郡)</sup>深草

当所百姓中

右は【史料九】と関連する史料と考えられ、栄松寺での事案は今村慶満による「構」であることがわかる。年次は不詳であるが、【史料一一】に据えられている一存の花押の形状は永禄二年(一五五九)以降確認されなくなるため、<sup>⑥</sup>遅くともそれ以前である。換言すれば、一存が和泉支配を本格化させる永禄年間ではない可能性が高い。

長頭・守興・一存の書状を比較すると、【史料一〇】のみ真乘院宛となっている。すなわち、氏綱被官である慶満が真乘院末寺の栄松寺に対して違乱を働き、真乘院が守興を窓口として一存方に抗議を寄せ、長頭・一存が対処にあたったという構図が浮かび上がる。

この案件は一存の被官らによる活動にみえて、その主体は氏綱権力であった。<sup>⑦</sup>

そして、三者の中でも主導権を握っていたのは一存であったと考  
えられる。なぜなら、長頭・守興の【史料九】・【史料一〇】を厳密  
に解釈すると、この時点では正式な決定ではないことがわかるため  
である。両者の書状にあるのは、氏綱が「堅可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>候」、「堅  
可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>候」であり、実際にはまだ氏綱は命じていない。一方、  
二ヶ月後に出された一存の【史料一一】にそのような文言はなく、  
「御書御下知」がすでに下されていることがうかがえる。長頭・守  
興の両書状は、いわば真乗院側の抗議をうけて氏綱の命に先行する  
形で発給されたものとみられ、その後二ヶ月の間に氏綱の「御下知」  
が下り、一存が正式に発給したのであった。よって、この三者は氏  
綱被官として同格で、かつ一存に守興・長頭が寄子として従ってい  
たと理解できる。

以上より、先に挙げた福家長頭に関する疑問への回答が得られよ  
う。すなわち、長頭が礼銀三千疋を東寺に追加要求しておきながら  
その授受に携わらなかったのは、一存に直属する被官ではなく寄子  
であったために、現場でのやりとりでは関与がみられなかったとい  
うことである。一存方の有力者である長頭は【史料六】・【史料九】  
のような文書発給や、礼銀など発給にかかる交渉・手続きの場には  
必要とされた。一方で、それらに付随する細々としたやり取りや調  
整などにおいては、十河氏の直接的関係者ではないため携わらず、  
一存の被官が行っていたのである。

だとすれば、【史料六】の位置づけにも修正が必要であろう。従

来の理解に従えば単純な一存被官の連署状となるが、長頭が寄子と  
判明したため、これは一存被官と氏綱被官との連署状という特殊な  
性格を帯びた史料ということになる。実務を担う一存被官と、一定  
の資格や客観的立場を持つ寄子が連署することで、信用性を担保す  
る目的があつたのであろう。ここに、十河氏内部の重層的構造をみ  
ることができるといえる。

#### 【窪氏・岡氏】

守興はあくまで氏綱権力における一存への窓口であり、しかも必  
ずしも一存に近侍していなかったことは先に述べた。それでは、一  
存の私的な被官や取次は誰であつたらうか。

一存被官として天野氏も名を挙げる窪重長は、一存の大徳寺宛書  
状に「猶委曲窪六郎右衛門尉可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>候」とあり、この詳細を知る  
被官であるとわかる。さらに、次に掲げる本願寺の記録「天文日記」  
からは、窪重長ら一存被官の活動がうかがえる。

#### 【史料一二】

一、十河民部大夫家中之者共有<sup>①</sup>申事<sup>②</sup>者、以<sup>③</sup>礼明之上可<sup>④</sup>申  
付<sup>⑤</sup>、若携<sup>⑥</sup>路次之儀<sup>⑦</sup>令<sup>⑧</sup>停止間、違<sup>⑨</sup>背輩者承<sup>⑩</sup>之加<sup>⑪</sup>成敗<sup>⑫</sup>  
之由、折紙出<sup>⑬</sup>之間、為<sup>⑭</sup>其礼<sup>⑮</sup>馬<sup>⑯</sup>一匹鹿毛、太刀、三種五<sup>⑰</sup>か遣<sup>⑱</sup>  
之、使<sup>⑲</sup>芝<sup>⑳</sup>田、

一、窪六郎衛門へ、式千疋遣<sup>①</sup>之、太刀添<sup>②</sup>之<sup>③</sup>、  
一、大谷龜介へ、太刀、千疋遣<sup>④</sup>之<sup>⑤</sup>、

- 一、筆者二百疋遣之、  
 一、岡七郎兵衛(盛長)へ、五百疋遣之、  
 一、窪又兵衛(新門)へ、五百疋遣之、  
(本盛)

(後略)

右は十河家中の典拠として天野氏も挙げた史料である。「筆者」を除く四人は一存の「折紙」発給に関わったことがみてとれ、十河氏の施策方針を決定しうる重要人物たちであることがわかるが、特に傍線部の窪重長の存在感は抜きん出ている。本願寺と一存とのやり取りはほぼ必ず窪重長が取り次いでいたようで、彼が一存の取次とみて間違いない。一方、先述した守興・長頭らはやはり登場しない。ここからも、十河方の中で被官と寄子の棲み分けは厳然としてあったことがうかがえる。

次に、窪重長の同族と思しき窪存重と、岡重長については、天野氏の成果やここまでの検討において触れた素性や活動から、一存の被官と考えて問題なからう。彼らの活動に特徴的なのは、発給文書が基本的に連署形式をとることである。先に述べた「史料六」の他に、窪存重・岡重長の連署状が存在する。氏綱被官に比べて格の落ちる一存被官が文書を発給するにあたっては、連署形式をとらざるをえなかったとみられる。

### 〔矢野山城守〕

矢野山城守は、一存が竹田三ヶ庄諸入組に派遣した四人の「下代」

(史料四)の一人である。彼は文書発給者としては一切確認できず、一見して地位の低い人物であったかのようには思われる。だが、その活動は十河氏内部にあったのではない。矢野山城守の活動を他の史料において検索すると、天文二〇年(一五五二)五月一七日を初出として九条家から本願寺への使者を務めているのが確認できる。さらに約四年遡った天文一六年三月一四日には、同一人物ないし同族であろう矢野中務丞なる人物も確認でき、その他数件彼らの使者としての活動が散見される。矢野氏は、侍身分の九条家家僕として政基・尚経期には確認される。そこに山城守・中務丞らは確認できないが、同族と考えて良からう。

天文年間に九条家・三好氏・本願寺が連携していたことはすでに明らかにされており、また九条家と十河氏は、一存が九条植通の養女を妻に迎えたことで婚姻関係にあったことが、馬部氏によって指摘されている。馬部氏によれば、一存実子三好義継の生年から逆算して、婚姻は遅くとも天文一八年までにはなされていた。そして、一存との婚姻関係をてこに植通が家領維持を図り、さらに信長上洛前の畿内情勢や三好氏の動向に影響を与えたことも馬部氏は指摘する。

よって、これらを併せ考えると、矢野氏は一存の寄子的地位にあつて、十河方は三好氏・本願寺をも含めた連携を繋ぐ紐帯のような役割を果たしたと想定できる。

以上、すべての「一存被官」を扱えたわけではないが、一存方の

主な構成員について再検討できたと考える。次節に移る前に、ごく簡単にまとめておく。十河氏は、まず意思決定者として一存がおり、次に寄子の守興・長頭らが連なる。ここまでは氏綱権力の構成員でもある上層部であり、その下層に一存の政治活動を直接支える実働部隊として、直属の被官が存在した。さらに、十河氏と九条家に両属する矢野氏も含め、十河方はきわめて複合的に構成されていた。その活動は、氏綱権力内においては一存と寄子らが連携して行い、十河氏内部では被官が担った。だが、被官層はその地位の低さゆえに、文書を発給する必要があった場合は基本的に家格の高い寄子が連署するか、複数の被官による連署状という形をとらねばならなかった。

#### 4 氏綱権力からの脱却と勢力伸長

前節までに述べた氏綱被官としての一存の地位は主に永祿年間より前のことであつたが、和泉支配を本格化させる永祿年間はどうであつたろうか。氏綱は、天文年間末頃に長慶へ権限を委譲したが、その後も儀礼上の役割や摂津守護としての地位を維持したとされる。とすれば、この権限委譲は一存の地位にも影響を与えた可能性がある。一存の当該時期における活動をみることで、その点を確認したい。

#### 【史料一三】

就<sup>①</sup>福家孫右衛門<sup>②</sup>丞死去、彼知行分被<sup>③</sup>仰<sup>④</sup>付拙者<sup>⑤</sup>候、然者、

十河一存の畿内活動と三好権力

此間孫右衛門尉自然最前御折紙之内、方々雖<sup>①</sup>離去、沈<sup>②</sup>輪之子細、至此段<sup>③</sup>者、不<sup>④</sup>可<sup>⑤</sup>及<sup>⑥</sup>其沙汰<sup>⑦</sup>之間、年貢地子錢以下得<sup>⑧</sup>其意、可<sup>⑨</sup>相拘<sup>⑩</sup>、若構<sup>⑪</sup>他納<sup>⑫</sup>者、可<sup>⑬</sup>為<sup>⑭</sup>三<sup>⑮</sup>重成<sup>⑯</sup>候、謹言、

十一月十三日

存重在判

窪参河守

西九条繩内

名主百姓中

右は、東寺領西九条繩内に向けて一存被官窪存重の出した書状である。福家氏の知行分が存重に与えられたと伝え年貢の拘え置きを命じている。存重はこの翌月に再び「同名橋二郎被<sup>①</sup>仰<sup>②</sup>付<sup>③</sup>候年貢諸成物等、速可<sup>④</sup>令<sup>⑤</sup>其沙汰<sup>⑥</sup>一候」と命じており、名主百姓が年貢拘置を渋っている様子もうかがえる。ただし、十河方の押領は今回だけではなかった。

#### 【史料一四】

〔東寺雑掌〕 对馬守盛秀

当寺領城州西九条繩内之事、先年一存并<sup>①</sup>今村令<sup>②</sup>押妨<sup>③</sup>一条、对<sup>④</sup>三好筑前守<sup>⑤</sup>、依<sup>⑥</sup>被<sup>⑦</sup>成<sup>⑧</sup>御下知<sup>⑨</sup>、速返<sup>⑩</sup>付<sup>⑪</sup>之、無<sup>⑫</sup>相違<sup>⑬</sup>一處、彼被官人窪吉次郎立却競望云々、太無<sup>⑭</sup>謂<sup>⑮</sup>、早退<sup>⑯</sup>被<sup>⑰</sup>妨<sup>⑱</sup>、任<sup>⑲</sup>当知行旨<sup>⑳</sup>、可<sup>㉑</sup>被<sup>㉒</sup>全<sup>㉓</sup>寺納<sup>㉔</sup>之由、所<sup>㉕</sup>被<sup>㉖</sup>仰<sup>㉗</sup>下<sup>㉘</sup>一也、仍執達如<sup>㉙</sup>件、

永祿貳年十月十九日

对馬守(花押)

備前守(花押)

東寺雑掌

「先年一存并今村令三押妨」とは、おそらく伊勢貞孝の知行目録

にある西九条の違乱と対応したものであろう。この目録が記されたのは天文二〇年（一五五一）前後のこととされるので、【史料一四】

の頃までには一度停止されたものとみられる。その後、一存被官の窪吉次郎が「立却競望」、つまり再び違乱に及んだのが、まさしく

【史料二三】である。問題の再燃に依じて【史料一四】が発給されたと考えられるため、【史料二三】の年次はその前年の永祿元年（一五五八）と推測される。

問題は、窪氏の「競望」の根拠となっている「仰付」が、誰によるものであるのかという点である。窪氏の上位者として考えられるのは、一存・長慶・氏綱・幕府のいずれかであろう。まず、幕府は【史料二四】で窪氏の競望を認めていないため、無論ありえない。続いて長慶も、【史料一四】傍線部にある通り西九条違乱については幕府と同様の立場である。その上、この窪氏の違乱を一存に問いただしていることから、当てはまらない。

次に一存であるが、長慶の問い合わせに対する一存の返答が以下の史料である。

【史料一五】

就西九条繩内東寺領之儀、預御折紙候、令拜見候、先年

一存出状之段失念候、又当給人競望之段茂、曾以不存知候、惣別当寺領之儀事、新違乱無之候、被成御心得、可被仰

付候、恐惶謹言、

十民

一存（花押）

（永祿二年）  
十月十八日  
（三好長慶）  
筑州

参御報

一存によると、「当給人」（吉次郎）の違乱については関知していないという。表向き幕府・長慶側と同じ立場を明示しており、命令主体ではないかのようなのである。だが、傍線部をみると「先年文書を発給したことを失念していた。窪吉次郎の競望も全く関知していない」などと言いつがましいいうえ、このように述べている以上、実際には一存が主導するような動きをみせていたとも捉えられよう。

では、残る氏綱の可能性はどうであろうか。この件に関する氏綱の動きは確認できないが、福家氏は先述した通り元来氏綱被官である。その知行地を差配できるのは本来氏綱だけであるから、その意味では氏綱が主導した可能性はある。

だが、そうであれば【史料二三】にあるように、孫右衛門尉の「御折紙」を否定して年貢拘置を命じる必要はなく、その命令に当地が渋ることも考えがたい。よって、氏綱主導の可能性も除いて良からう。

したがって、窪氏に「仰付」けた人物は一存と考えられ、この時に一存は氏綱被官福家氏の知行地を押し領しようとしたことが判明する。永祿年間の一存は氏綱権力を逸脱し、奇子であった福家氏を取り込もうとしていた。

一存の東寺領西九条への干渉は他にもある。斎藤卜数(基速)の書状には「十河民部大夫内宮野与十郎」による違乱が記され、窪氏以外にも西九条に違乱を働く一存被官が存在したことがわかる。基速は先述の通りもともと足利義維の奉行人で、長慶方となった人物である。つまり、長慶権力内部の人間が宮野与十郎なる人物を一存被官とみていたということであり、この認識はきわめて信用度が高いといえよう。

残念ながらこの違乱以外に与十郎の活動は確認できないため、確かな正体はわからない。しかし、この時期の東寺領において宮野氏といえは、以下に述べる宮野浄忠が想起される。おそらくはその一族であろう。

【史料七】を祐清とともに発給してもいる宮野浄忠は、天文年間から長きにわたって借錢の問題で東寺僧と相論を展開した公文所浄忠であり、弘治三年(一五五七)に長慶による裁許が下ると逐電し、翌永祿元年に寺僧側に敗れた人物である。宮野氏のその後には判然としないが、没落したか、少なくとも地位を大きく下げたはずである。逐電したのは「公文所浄忠同子下野并与同人等」であったというから、与同人の中に与十郎も含まれていたのであろう。

このような相論の流れを踏まえると、与十郎が一存被官として編成され違乱を働いたのは、永祿元年の浄忠敗訴以降と推測される。与十郎の違乱は、一存の後ろ盾を得ての復権運動と解釈できるだろう。一存の側も宮野氏を編成することで、東寺領へ進出していく足

掛かりを得ようとしたと考えられる。したがって、与十郎の違乱と窪氏の競望は軌を一にするように展開しており、一存は計画的に東寺領へ進出しようとしていたと考えるのが至当である。

氏綱被官知行の押領となると、馬部氏の指摘する氏綱・長慶の協調関係からは明らかに逸脱する。また長慶の裁許によって敗訴となった宮野氏を被官化することも、長慶にとっては喜ばしくない事態であったろう。天野説に代表される従来の理解に従えば、一存は長慶の支配下にあったはずであるが、明確に長慶の意図から外れていることがわかる。

これにより、従来の理解では、一存の活動を正しく位置づけられないことが明らかになった。では、一存はどのような意図に基づき活動していたのであろうか。

【史料一六】

尚々委申度候へ共、書中之儀候間、委細之段盛音仁申聞候、何と候ても爰許之様体承候仁、十河手二可入存候、御祈禱も被成候て可然存候、

態注進令申候、仍此方日損以之外仕合難調存候、就其去廿七日仁、從<sup>(一)</sup>十河方<sup>(二)</sup>納所之儀、相被<sup>(三)</sup>押候、様体者岸和田周防守殿へ被<sup>(四)</sup>申事仁、九条殿、法隆寺分知行可<sup>(五)</sup>有子細在<sup>(六)</sup>之間、其御意得可<sup>(七)</sup>被<sup>(八)</sup>成由、達而被<sup>(九)</sup>申候、子細有而、於<sup>(十)</sup>可<sup>(十一)</sup>被<sup>(十二)</sup>召者、兎も角も不<sup>(十三)</sup>存由、返事依<sup>(十四)</sup>被<sup>(十五)</sup>成、如此候、一度武家之手に渡候て者、向後之儀、不<sup>(十六)</sup>可<sup>(十七)</sup>然存候間、下司・拙者致<sup>(十八)</sup>登城<sup>(十九)</sup>雖<sup>(二十)</sup>

申分候、調不<sub>レ</sub>申候、寺家之御儀を得可<sub>レ</sub>致候へ共、日数相延候へハ如何ニ存候て、少樽錢入申候共、寺田殿に御馳走被<sub>レ</sub>成候て可<sub>レ</sub>給之由、頼申候処、其筋目以馳走候て、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>見由候、從<sub>二</sub>寺家<sub>一</sub>も周防殿并寺田殿へ御馳走可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>入頼<sub>一</sub>由、懇之御状被<sub>レ</sub>遣候而、可<sub>レ</sub>然存候、十河殿へも無<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>迄も御状被<sub>レ</sub>遣候者、国之聞可<sub>レ</sub>然候哉、不慮之申事出来候て迷惑仕候、委細者盛音可<sub>レ</sub>申候、恐々謹言、

九月廿九日

印清(花押)

(彦野上巻)  
一年会五<sub>〇</sub>御坊

乘源

御同宿中 印清

傍実線部より、十河方が法隆寺領を差し押さえている様子がわかる。この史料の位置づけについては、天野氏の言及がある。天野氏は、傍破線部周辺を「十河一存は岸和田周防守(松浦周防守盛)に、九条殿が法隆寺分(珍南莊)を知行することになり、その旨を法隆寺に伝えていたが、法隆寺は承知しないと返事をしたため、十河方として年貢を差し押さえたと伝えている」と解釈している。法隆寺側は実際に十河方を退けるべく交渉し、十河方や松浦方への礼錢をもつて差し押さえは解除されたので、大意としてはこの解釈も可能である。だが、より正確には「差し押さえるの様子について一存が周防守殿に伝えた事には、九条殿(種通)が、自分は法隆寺分を知行すべき事情があるので、了承するよう強いて申された。事情があつて九条殿に召し上げられるならば異存はないと法隆寺が返事をした

ため、このように十河方に差し押さえられてしまった」となると考える。つまり、十河方が九条家の名を用い押領していたのである。

天野氏はこの史料について、一存が「九条家領の収納を請け負つたか、九条家と法隆寺の係争の裁定者の地位にあつたと評価している。すなわち、一存の差し押さえは押領ではなく九条家・法隆寺を仲裁するための、いわば行政措置だとする。確かに、傍破線部「十河殿へも無<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>迄も御状被<sub>レ</sub>遣候者、国之聞可<sub>レ</sub>然候哉」という記載は、一存が和泉において一種の公権性を帯びていることを匂わせる。しかし、差し押さえについて法隆寺側は「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然存候」と不快感をあらわにし、一存のもとで九条家と対決するのではなく十河方への「樽錢」による解決を図っている。したがつて、この一存の差し押さえは行政措置ではなく押領と理解すべきであろう。

法隆寺側に要求を申し入れたのは種通であつたから、このことは一存と種通の共謀であることもうかがえる。種通も、家領維持のために一存と結んだ以上、一存と一体となつて拡張欲を前面に押し出していたといえる。そう考えると、十河・松浦方への礼錢も単に押領停止との引き換えであつた。

一存の西九条押領も、この動きと同列化できるのではなからうか。九条家の本拠とでもいべき東九条領に隣接する西九条を手に入れることは、種通の意図にも沿つたものであろう。同じく紀伊郡に所在する「竹田三ヶ庄諸入組」への違乱も同様であり、珍南莊も九条家領として有名な日根莊にほど近い。一存の九条家領周辺への押領

行為は、一存にしてみれば珍南荘のように九条家の名を活用することができ、種通も家領の安定化のために黙認ないし推奨すべきことであつただろう。

【史料一六】の年次は、一存が岸和田に在城して和泉支配を行い、かつ種通が和泉（一存の身辺）にいる時期であるため、永祿元年から同三年までと推測される。和泉支配期の一存は、それまでの氏網被官という地位からの脱却を志向し、種通との一体感を一層強くして、権益を拡張していった。

#### おわりに

以上、一存の畿内活動について検討してきた。ここでは、煩瑣になるため今一度まとめることはせず、長慶権力のあり方と比較して一存の位置づけを明確にしておきたい。

第一節でみた通り、天文年間の鹿王院領における混乱は長慶に集中して訴えられ、同じ氏網被官の一存は氏網の命令を伝達したのみである。これは長慶への期待の高まりと捉えられ、氏網権力から長慶権力へ移行する過渡期の様相と理解できる。

一方、一存も【史料一一】に明らかのように、別件においては訴えの窓口として活動していた。おそらく、訴訟窓口として長慶や一存らが並存し、氏網権力内部において管轄を棲み分けていたのであろう。天文年間では、氏網権力のもと一存と長慶に特別格差があるわけではなかった。

しかし、その姿勢にわずかな違いはみられる。長慶は氏網権力から逸脱する意思はみせないものの、領主の要求に応じて「寺奉行」、すなわち長慶主導の裁許を行った。一方一存は、あくまで氏網の「御書御下知」に従って対処している。この差異が、最終的には領主の期待を集約していく長慶と、一存との決定的な違いとなつていった。事実、氏網権力から三好権力に移行した永祿年間には、一存の長慶宛書状【史料一五】で書止を「恐惶謹言」としたように、両者には書札上の隔たりが少なからず存在した。

ただし、氏網権力から長慶権力への移行が三好権力成立の本線であることは疑いないが、それは一存という存在の後退や埋没を意味しない。一存による氏網権力の脱却もまた、三好一族のひとつのあり方であった。一存が重視したのは九条家との連携であり、この連携は三好氏総体としてもきわめて重要なものであった。長慶権力の内部に一存がきわだつた地位を認められず、長慶の意図から外れた位置にあつたのは、むしろ一存が一線を画した存在として三好権力と関わりをもつていた証左と考えられる。

#### 註

- ① 今谷明「室町幕府解体過程の研究」(岩波書店、一九八五年)、同「守護領国支配機構の研究」(法政大学出版局、一九八六年)。
- ② 研究著積はあまりに膨大なため、すべてを挙げることはかなわな  
いが、小泉義博「室町幕府奉行人奉書の充所」(『日本史研究』一六

- 六、一九七六年)、山田康弘「戦国期室町幕府と將軍」(吉川弘文館、二〇〇〇年)、小谷利明「畿内戦国期守護と地域社会」(清文堂出版、二〇〇三年)などがある。
- ③ 古野貢「中世後期細川氏の権力構造」(吉川弘文館、二〇〇八年)、天野忠幸「戦国期三好政権の研究」(清文堂出版、二〇一〇年、増補版二〇一五年)、浜口誠至「在京大名細川京兆家の政治史的研究」(思文閣出版、二〇一四年)、馬部隆弘「戦国期細川権力の研究」(吉川弘文館、二〇一八年)など。
- ④ 天野忠幸「三好氏の広域支配と和泉」(註3前掲書、初出二〇〇六年)。
- ⑤ 註4天野氏前掲論文、一九八頁(増補版、以下同)。
- ⑥ 天野忠幸「三好氏の権力基盤と阿波国人」(註3前掲書、初出二〇〇六年)。
- ⑦ 天野忠幸「大阪湾の港湾都市と三好政権—法華宗を媒介に—」(註3前掲書、初出二〇〇四年)。
- ⑧ 高橋遼「三好本宗家と阿波三好家—洲本・尼崎会談を事例として—」(『日本歴史』八一四、二〇一六年)。
- ⑨ 註4天野氏前掲論文。
- ⑩ 芥川常信書状案(『鹿王院文書の研究』(思文閣出版、二〇〇〇年)文書篇五九一号。以下「鹿王院」と略記)。
- ⑪ 芥川清正書状案(『鹿王院』五九三号)。
- ⑫ 仁木宏「鹿王院領の構成と展開—洛中—」(『鹿王院—解題・研究篇』馬部隆弘「内衆からみた細川氏綱と三好長慶の関係」(註3前掲書)。
- ⑬ 三好長縁書状(『鹿王院』六〇一号)。
- ⑭ 十河一存書状案(『鹿王院』六〇二号)。
- ⑮ 註13馬部氏前掲論文。
- ⑯ 三好長慶書状案(『鹿王院』六〇三号)。なお、文書名は刊本より改めた。以下、筆者の判断により文書名を改めた箇所がある。
- ⑰ 「天文日記」天文一五年二月六日条。
- ⑱ 「天文日記」天文一六年正月二六日条。
- ⑲ 某書状案(『鹿王院』六〇九号)。
- ⑳ 三好長慶書状案(『鹿王院』六〇七号)。
- ㉑ 下川雅弘「上洛直後における細川氏綱の政治的役割」(『戦国史研究』五一、二〇〇六年)、註13馬部氏前掲論文。
- ㉒ 今谷明「細川・三好体制研究序説—室町幕府の解体過程—」(同「室町幕府解体過程の研究」岩波書店、一九八五年、初出一九七三年)、同「三好・松永政権小考」(同書、初出一九七五年)。
- ㉓ 斎藤基速書状(東寺百合文書い函二二一号)。なお、本論中に用いた東寺百合文書については以下すべて京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEBによる。
- ㉔ 某書状案(『鹿王院』六〇九号)。
- ㉕ この理解については、天野氏の規定する「三好政権」が、晴元権力の崩壊をひとつの画期として成立していくとしたことも作用していると思われる。すなわち、氏綱権力の存在を看過して細川権力が克服されたと理解しているために、氏綱被官としての天文年間の一存の地位が正確に捉えきれず、三好氏内部の構造にそれを求める結果となった。
- ㉖ 十河一存書状案(『鹿王院』六〇五号)。
- ㉗ 等偉書状(『鹿王院』六〇六号)。
- ㉘ 等偉書状(『鹿王院』六〇八号)。
- ㉙ 伏見金松名年貢算用状案(『鹿王院』五九六号)。
- ㉚ 細川晴元書状(『戦国遺文三好氏編』(以下「三好」)参考七〇「服部玄三氏所蔵文書」)。
- ㉛ 「十河」を「とかわ」「そかわ」と読んで別字をあてることが、まああったという(高橋敏子「大日本古文書 家わけ 第十 東寺文書之十七」出版報告)(『東京大学史料編纂所報』五一、二〇一六年)。
- ㉜ 細川晴元書状(「三好」二一〇「大東急記念文庫所蔵文書」)。
- ㉝ 「細川両家記」同日条。

- ③⑤ 香川氏も晴元に服し、かつ永祿年間には三好氏と対立してもいた(註6天野氏前掲論文)。
- ③⑥ 岡重長・福家長頼連署状(東寺百合文書ト函二〇六)。
- ③⑦ 福家長頼書状(東寺百合文書つ函七一―一四)。
- ③⑧ 窪重長書状(東寺百合文書ア函三四四)。
- ③⑨ 大堀家久書状(東寺百合文書つ函七一―二三)。
- ④⑩ 岡本祐清・宮野浄忠連署状(東寺百合文書ひ函一六九)。
- ④⑪ 岡本祐清請取状(東寺百合文書二函二〇八)。
- ④⑫ 窪重長書状(東寺百合文書ア函三三七)。
- ④⑬ 註4天野氏前掲論文、同「三好長慶―諸人之を仰ぐこと北斗泰山―」令ネルヴァ書房、二〇一四年)。以下、十河氏被官についての天野氏の成果はすべてこれらによる。
- ④⑭ 馬部隆弘「木沢長政の政治的立場と軍事編成」(註3前掲書、初出二〇一七年)、同「細川国慶の上洛戦と京都支配」(註3前掲書、初出二〇一四年)、同「摂津守護代業師寺氏の奇子編成」(註3前掲書、初出二〇一七年)。
- ④⑮ 中島文晴「十五世紀中葉における伊勢氏権力構造と被官衆」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五七、二〇一〇年)、高木純一「戦国期畿内村落における被官化状況と領主支配―東寺領山城国上久世荘を中心に―」(『ヒストリア』二五三、二〇一五年)。
- ④⑯ 十河一存書状(『三好』三五五「興福寺文書」)。
- ④⑰ 松田守興書状(東寺百合文書二函三八五)。
- ④⑱ 福家長頼書状(『三好』七四八「真乘院文書」)。
- ④⑲ 松田守興書状(『三好』七五六「真乘院文書」)。
- ⑤① 十河一存書状(『三好』七三二「真乘院文書」)。
- ⑤② 「三好」第三巻巻末花押一覽参照。
- ⑤③ 長慶が長頼に向けて「御競望」を止めるように要請している例があることから(『三好』一〇五四「坂本武雄氏所蔵文書」)、長頼は長慶被官でもないことが明らかである。

十河一存の畿内活動と三好権力

- ⑤④ 十河一存書状(『三好』七三〇「大徳寺文書」)。
- ⑤⑤ 「天文日記」天文二〇年二月十五日条。
- ⑤⑥ 「天文日記」天文二一年一月十三日条、六月二十七日条。
- ⑤⑦ なお、天野氏は窪重長と窪佐渡守を別人とみている。佐渡守も本願寺とのやりとりで登場する人物であるが、六郎衛門重長が「天文日記」の記事から姿を消すのと入れ替わるように佐渡守が登場し、かつ重長と本願寺との個人的な交流までも共通しているため(『天文日記』天文二〇年一月二十五日条、同二一年二月一日条、佐渡守の初見である天文二一年一月二十八日条までに六郎衛門重長が名乗りを改めたものと考えられる)。
- ⑤⑧ 東寺百合文書ミ函二二一)。
- ⑤⑨ このような形式は細川高国奉行人奉書にも例がある(馬部隆弘「細川高国の近習と内衆の再編」(註3前掲書、初出二〇一五年))。
- ⑤⑩ 「天文日記」天文二〇年五月十七日条。
- ⑤⑪ 「天文日記」天文一六年三月一日条、同一七年四月六日条、同二一年三月六、七日条)。
- ⑤⑫ 廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領荘園―九条政基・尚経期を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年)。
- ⑤⑬ 水野智之「室町・戦国期の本願寺と公家勢力」(『新行紀一編』戦国期の真宗と一向一揆)、吉川弘文館、二〇一〇年)。
- ⑤⑭ 馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内情勢―九条植通と三好一族の関係を中心に―」(『日本歴史』七三六、二〇〇九年)。
- ⑤⑮ 他に、中西長秀についても、長頼と同様の立ち位置や活動がみられる(東寺百合文書二函四〇三、て函一三一―一五、て函一三一―一六など)。このように、「一存の奇子は守興・長頼以外にも多数存在した」と考えられ、ここで述べた以上の規模が想定される。
- ⑤⑯ 註13馬部氏前掲論文。
- ⑤⑰ 窪重長書状案(東寺百合文書イ函二二八)。

- ⑥7 室町幕府奉行人連署奉書（東寺百合文書り函一六一六）。
- ⑥8 伊勢貞孝并被官等知行目録（「三好」参考二六「蟻川家文書」）。
- ⑥9 三好長慶書下（「三好」五六九「今治市河野美術館所蔵文書」）。
- ⑦0 十河一存書狀（東寺百合文書り函一七四）。
- ⑦1 斎藤基速書狀（東寺百合文書）て函一三三三）。
- ⑦2 高橋敏子「東寺寺僧と公文所との相論にみる三好政權」（東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）。
- ⑦3 三好長慶書下（「三好」四九六「東寺文書」）。
- ⑦4 そのように考えると、時期を遡るものの天文一九年の陣取免除にかかる女御田沽却についても、一存の何らかの意図が働いていた可能性が想定できる。宮野氏が何のたよりもなく一存被官となったとは考えがたく、天文年間段階ですでに一存と宮野氏は後の被官関係に繋がる関係を持っていたとすれば、軍事力を背景とする以外にも、田地を沽却してまで三千疋の追加要求に応えることへのひとつの理由になるのではなからうか。
- ⑦5 法隆寺乗源印清書狀（「三好」参考七一「法隆寺文書」）。
- ⑦6 註4天野氏前掲論文、一九二頁。
- ⑦7 法隆寺乗源印清書狀（「三好」参考七二「法隆寺文書」）。
- ⑦8 註4天野氏前掲論文、一九二頁。
- ⑦9 註63馬部氏前掲論文。
- ⑧0 註4天野氏前掲論文、註63馬部氏前掲論文。